

令和8年度こおりやま広域圏気候変動対策啓発業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目的 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、気候変動対策が重要視されている中、本市においても市民・事業者・行政が一体となり、さらなる気候変動対策を推進していく必要があるため、一般市民や事業者への啓発活動を強化し、こおりやま広域圏内の気候変動に対する意識醸成を図る。
- (2) 業務名 令和8年度こおりやま広域圏気候変動対策啓発業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
- (5) 提案上限金額 1,580,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱(令和7年3月28日制定)に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 郡山市内に本店、支店又は営業所等があること。

3 スケジュール

質問受付締切	令和8年5月12日(火) 17時
質問回答	令和8年5月19日(火)
申込書等受付締切	令和8年5月22日(金) 17時
プレゼンテーション等	令和8年5月29日(金)(予定)
結果通知	令和8年6月5日(金)(予定)
見積徴取及び契約締結	令和8年6月中旬(予定)

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年5月12日(火) 17時
- (2) 提出方法 質問書(様式第3号)により、電子メールで提出の上、必ず電話で送信確認をすること。  
送信先 kankyouseisaku@city.koriyama.lg.jp  
※電子メールの件名は「【事業者等名】こおりやま広域圏令和8年度気候変動対策啓発業務委託に関する質問」とする。
- (3) 回答日 令和8年5月19日(火)
- (4) 回答方法 郡山市ウェブサイトに掲載(社名非公表)

#### 5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
  - ア プロポーザル参加申込書(様式第1号) ※提案は1者につき1件とする。
  - イ 企画提案書(様式第2号)
  - ウ 参考見積書(任意様式)
  - エ 履歴事項全部証明書(法人のみ、直近の状況が記載されているもの)
  - オ 納税証明書(直近の状況が記載されているもの)
    - 国税 様式その3の3(法人)又は様式その3の2(個人)
    - 市税 直近1年分の法人市民税(法人)又は住民税(個人)
  - カ 委任状
    - ※支店又は営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。
- (2) 提出期限 令和8年5月22日(金) 17時(必着)
- (3) 提出方法 郵送又は持参にて環境政策課に提出  
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号  
郡山市環境部環境政策課(郡山市役所西庁舎4階)
- (4) 留意事項
  - ア 提出書類の文字サイズは、11ポイント以上で記入すること。ただし、図表は除く。図表の文字が読めないときは注釈などで読めるようにすること。
  - イ 提出した書類の内容変更、差替え又は再提出は認めない。
  - ウ 提出した書類は返却しない。
  - エ 市が補足資料を求める場合は追加で提出すること。
  - オ 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
  - カ 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申込者の負担とする。

## 6 審査方法

### (1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、令和8年5月26日（火）までに書面により通知する。

### (2) 予備審査

申込多数の場合、提出された企画提案書等を審査基準に基づいて審査し、評価点が高い提案者を3者程度選考する。審査結果については、資格審査結果と併せて通知する。

### (3) プレゼンテーション、ヒアリング

実施日 令和8年5月29日（金）

提出された企画提案書等についてヒアリング等を実施し、最も優れている企画提案者を決定する。審査結果については、書面により通知する。

## 7 選定基準

提出された提案書等について、次の事項に基づき選定委員会において採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

なお、採点の結果が60点に満たない者は、契約候補者及び次順位者から除外する。

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 業務遂行能力等   | 20点 |
| (2) 業務内容及び計画  | 50点 |
| (3) 経費        | 10点 |
| (4) プレゼンテーション | 20点 |

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 9 契約条件

(1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

(2) 契約候補者の特定から契約締結までに「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。(契約締結までに指名停止になる等)

(3) 契約保証金については、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号)による。

(4) 契約書の作成を要する。

## 10 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市環境部環境政策課気候変動対策推進室

電話番号 024-924-2731

ファクシミリ 024-935-6790

E-mail [kankyouseisaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:kankyouseisaku@city.koriyama.lg.jp)

## 11 その他

審査(プレゼンテーションを含む。)は非公開で行うが、企画提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、参加者を伏せて審査結果(点数を含む。)を郡山市公式ウェブサイトにおいて公表する。